

議 案 第 6 号

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条  
例を別紙のように定める。

平成27年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じ、管理職員特別勤務手当の支給  
要件である勤務の範囲を拡大するため。

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年松戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「支給される職員」の次に「（次項において「管理職員」という。）」を、「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職員又は特定任期付職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間において勤務した場合に支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。